

宮城労働局関係

加盟会員専用 関係機関からのお知らせ（令和7年度No.2）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

- 別添1 注文者・事業者等が安全衛生上の指示を行う場合における留意事項
（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について
- 別添2 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について
- 別添3 警備業における労働災害防止に向けた取組強化について
令和7年労働災害発生状況（1月から8月）

別添 1

宮労発基 0814 第 3 号
令和 7 年 8 月 14 日

一般社団法人宮城県警備業協会
会長 殿

宮 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項
(労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係) について

平素より、労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、注文者・事業者等が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から指示等を行うことにより、「業務委託等を受けた個人事業者に労働者性が認められてしまうのではないか」、「関係請負人の労働者について偽装請負と判断されてしまうのではないか」との懸念により、必要な指示等を躊躇している状況があるとの指摘を踏まえ、安全衛生上の指示等が労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かについての基本的な考え方や留意事項について、別添のとおりとりまとめました。

つきましては、業務委託等が行われる際には、本通知に留意の上、注文者・事業者等が躊躇することなく、安全衛生上の指示等を実施することにより、現場の安全衛生水準のより一層の向上が図られるよう、貴団体傘下会員事業場等への周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、別添の通知は、既存の判断基準をもとに現場の実態に即した具体例を示すものであり、労働者性や偽装請負について、新たな判断基準を示すものではありませんので、周知に当たってはご留意くださいますようお願い申し上げます。

参考：宮城労働局ホームページ

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/anzeneiseisijouryuuijikou2025_00001.html

基監発0331第1号
基安計発0331第1号
職需発0331第1号
令和7年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部計画課長
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について

令和5年10月27日に取りまとめられた「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第29条に基づく指示等以外の注文者等による安全上の指示について、「安衛法第29条に基づき、元方事業者は関係請負人に対し、安全衛生上の指示等を行うことが義務付けられているが、同条に基づくもの以外の「安全上の指示」と「指揮命令」との関係について、国は、現場の実態を踏まえて分かりやすく整理し、周知することとする。」とされたところである。

その後、労働政策審議会安全衛生分科会において議論した結果、

- ・ 注文者や元方事業者が業務委託を受けた個人事業者や関係請負人の労働者の安全衛生確保の観点から行う指示等について、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者性（以下単に「労働者性」という。）の有無や偽装請負（請負契約等の形式となっているが、実態として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）上の労働者派遣事業であると判断されるものをいう。以下同じ。）への該当性を判断する観点から、基本的な考え方及び留意が必要な事項等をガイドライン等により具体的に例示すること。

以下省略

宮労発基 0829 第 2 号
令和 7 年 8 月 29 日

関係団体の長 殿
発注機関の長 殿

宮 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度におきましても、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、傘下の団体、会員事業場、工事の元方事業者及び関係請負人等に対しリーフレットを活用する等して、周知を行っていただきますようご協力をお願いします。

また、これらは当局の第 14 次労働災害防止推進計画における「労働者の健康確保対策の推進」に資するものですので、当強化月間を契機としてより一層のご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、リーフレットのデータ等につきましては、当局ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

記

- 1 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- 2 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 5 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。）に基づく保健事業との連携

6 平成30年3月29日付け基安労発0329第2号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/healthofmiyagi.html>



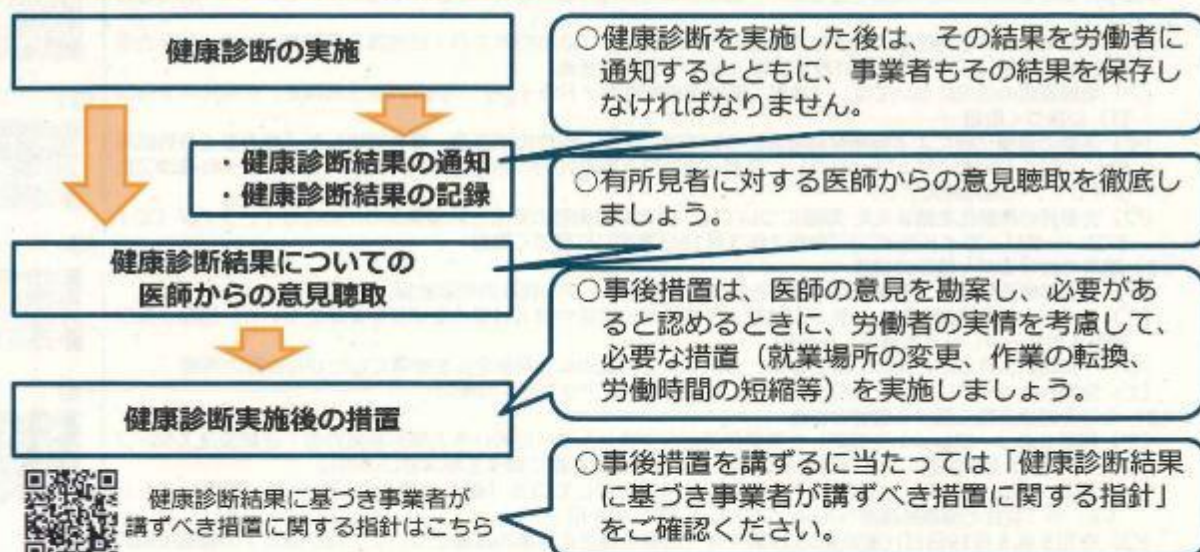
【担当者】
労働基準部健康安全課
地方労働衛生専門官 大井 範子
TEL 022-299-8839

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職場連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（①）（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発（②）
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（③）
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（④）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（⑤）の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（⑥）を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト（⑦）や6つのチェックツール（⑧）を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（⑨、⑩、⑪）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達表記を加工しています。）

（別添2）



（別添3）



（別添4）



（別添5）



（別添6）



（別添7）



（別添8）



（①）



（②）



（③）



（④）



（⑤）



（⑥）



（⑦）



（⑧）



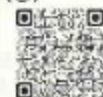
（⑨）



（⑩）



（⑪）



別添3

令和7年労働災害発生状況（1月から8月）

令和7年労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）

令和7年9月9日 作成

仙台労働基準監督署

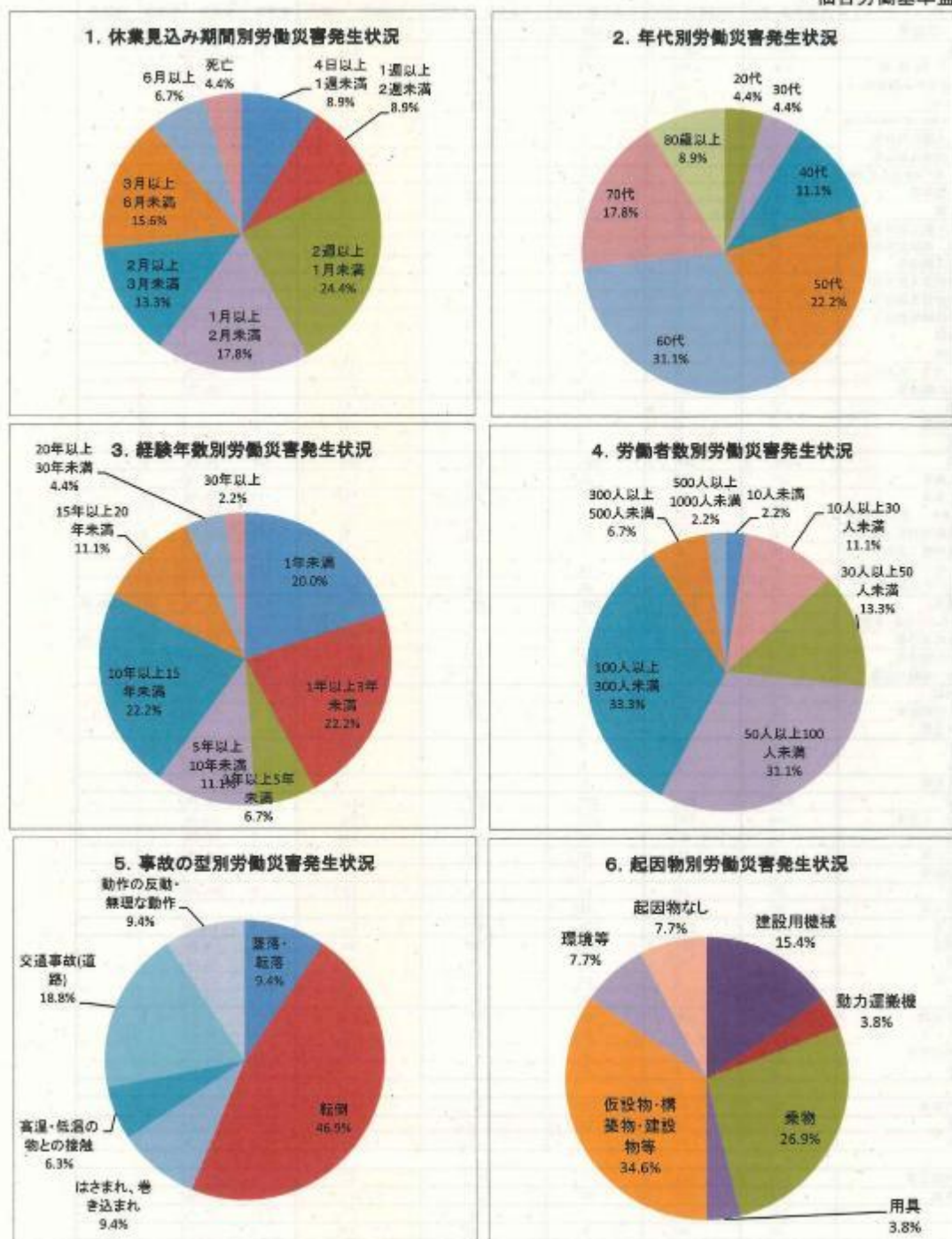
業 種 別	令和4年全期		令和5年全期		令和6年全期		令和6年 1月～8月		令和7年 1月～8月		前年同月増減	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率
全産業	1529	5	1519	7	1458	3	836	1	905	4	69	8.3%
製造業	171	1	167	1	189		102		96		-6	-5.9%
食品製造業	104		90		93		49		47		-2	-4.1%
水産食品製造業	21		18		14		9		8		-1	-11.1%
その他	83		72		79		40		39		-1	-2.5%
繊維工業、皮革その他の繊維製品製造業	1								1		1	
木材・木製品製造業	1		2		1		1				-1	-100.0%
家具・装飾品製造業	1				2				2		2	
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		2		2				1		1	
印刷・製本業	2		5		8		6				-6	-100.0%
化学工業	4		5		8		2		5		3	150.0%
窯業土石製品製造業	8		9		12		7		5		-2	-28.6%
鉄鋼業、非鉄金属製造業	1		1		4		2		2			
金属製品製造業	8		11		18		13		9		-4	-30.8%
一般機械器具製造業	3		5		4		2		2			
電気機械器具製造業	5		7	1	6		4		3		-1	-25.0%
輸送用機械等製造業	4		4		6		2		3		1	50.0%
造船業												
その他	4		4		6		2		3		1	50.0%
電気・ガス・水道業	3		6		4		4		2		-2	-50.0%
その他の製造業	21	1	20		21		10		14		4	40.0%
鉱業	3		5	1					1		1	
土石採取業	3		4	1					1		1	
その他			1									
建設業	165	1	160	1	147		91		86	2	-5	-5.5%
土木工事業	30		36		29		18		17	1	-1	-5.6%
建築工事業	102	1	98	1	92		55		46	1	-9	-16.4%
鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事業	43		32		22		9		20		11	122.2%
木造家屋建築工事業	87		33		25		12		14	1	2	16.7%
建築設備工事業	8		6		2		2		1		-1	-50.0%
その他の建築工事業	14	1	27	1	43		32		11		-21	-65.6%
その他の建設業	33		26		26		18		23		5	27.8%
運輸交通業	249	2	263	1	247	1	146	1	172		26	17.8%
鉄道・軌道・水運・航空業	6		4				4		4			
道路旅客運送業	27		44		24	1	16	1	18		2	12.5%
道路貨物運送業	213	2	219	1	218		125		149		24	19.2%
その他の運輸交通業	3		2		1		1		1			
貨物取扱業	20		18		18		10		3		-7	-70.0%
陸上貨物取扱業	13		15		15		9		2		-7	-77.8%
港湾運送業	7		3		3		1		1			
農業	4		10		6		2		6		4	200.0%
林業	3		3		6		5				-5	-100.0%
畜産・水産業	2		2		2		1		3		2	200.0%
商業	349		295		307		178		176		-2	-1.1%
卸売業、小売業	300		260		273		162		150		-12	-7.4%
その他	49		35		34		16		26		10	62.5%
金融・広告業	18		22		17		7		11		4	57.1%
映画・演劇業	1		1		1							
通信業	19		12		10		5		16		11	220.0%
教育・研究業	36		30		24	1	16		16			
保健衛生業	170		213		174		95		123		28	29.5%
接客娯楽業	142		128	1	140		72		76		4	5.6%
旅館業	24		22	1	27		14		14			
ゴルフ場	9		4		14		5		6		1	20.0%
その他	109		102		99		53		56		3	5.7%
清掃・と畜業	105		96		86		56		57	1	1	1.8%
ビルメンテナンス業	66		61		51		33		28		-5	-15.2%
廃棄物処理業	35		27		22		13		26	1	13	100.0%
その他	4		8		13		10		3		-7	-70.0%
官公署	1		2		1		1		1			
その他の事業	73	1	92	2	83	1	49		62	1	13	26.5%
警備業	32		38		26	1	15		26	1	11	73.3%
その他	41	1	54	2	57		34		36		2	5.9%
陸上貨物運送業	226	2	228	1	233		134		151		17	12.7%
第三次産業	912	1	891	3	843	2	479		538	2	59	12.3%
小売業	246		218		237		145		119		-26	-17.9%
飲食店	94		88		84		45		50		5	11.1%
社会福祉施設	127		152		139		70		94		24	34.3%

1. 死傷者数は令和7年8月8日までに発生した災害について令和7年9月8日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

参考資料

労働災害発生状況(令和6年1月～令和7年6月警備業 45件)

仙台労働基準監督署



労働災害における警備業界の特徴

- 休業期間見込みは
1ヶ月未満(2週間以上)が24.4%で最も多く2ヶ月未満が17.8%
- 年代別では60代以上が、57.8%、50代の22.2%を加えると80%
- 経験年数別では、10年以上15年未満と1年以上3年未満が22.2%で同数
- 労働者数別では、100人以上300人未満が33.3%で3分1
- 事故型は、転倒事故が46.9%、交通事故(道路)が18.8%
- 起因別では仮設物、構築物、建設物等が34.6%、乗物が26.9%